

募集要領

超小型モビリティ車両利用者募集(短期利用)

平成 29 年 2 月

宮古島市小型電動モビリティ活用推進協議会

1. 背景

本市は基本的な課題として、地下水に生活用水を依存していることから、環境への負荷を低減する環境保全対策を行うこと、沖縄県の離島に位置することから、エネルギー等の資源を地産地消する資源循環の仕組みづくりを行うこと、こうした取り組みを地域経済の活性化に繋げることにより、雇用を創出することの 3 点に整理している。

これらの課題を総合的に解決していくために、本市では、平成 20 年 3 月に「エコアイランド宮古島宣言」を行い、いつまでも住み続けられる豊かな島づくりを目指し、自然環境と共生しつつ地域資源を活用した低炭素社会の構築に向けて取り組んでいる。

2. 目的

本市におけるCO2排出割合において、運輸部門が約30%と最も高いこと、市民が負担する自動車燃料コストが高いこと、台風等により停電が起りやすいことなどの課題に対して、平成25年度から平成27年度まで、運転がしやすく、走行エネルギーの小さな小型電動モビリティ及び再生可能エネルギーと蓄電技術による電力供給装置を活用することによって、運輸部門における移動の経済性向上、災害時の安心感を確保、CO2排出削減、及びそれに伴う地域の活性化等、各施策の効果検証を行ってきた。

その中で民間利用が限られていたため、民間利用の有用性の確認、電気自動車普及に向けた取り組みの一環として、広く利用者を募集して、超小型モビリティを様々な用途で活用する。

3. 募集内容

- ホンダの超小型モビリティ「MC-β」の利用者を募集する。
- 24 時間以内から利用できます。



4. 車両について

- ホンダ「MC-β」
- スペック

乗車定員:2名

サイズ(全長×全幅×全高):2,495×1,280×1,545(mm)

最高速度:70km/h 程度

モーター出力:定格 6kW/最大 11kW

バッテリー:リチウムイオンバッテリー

最大航続走行距離:80km 程度

充電時間:3 時間以下(200V)、7 時間以下(100V)

5. 利用期間

平成 29 年 2 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日

6. 利用料

～5日	6日～3週間	25日～1ヶ月
1,000 円/日	5,000 円/週	17,000 円/月

7. 応募資格

以下の要件を満たす方とします。

- ① 宮古島市内の**個人**であること。
- ② 運転者が普通自動車運転免許を所持していること。(AT 限定可)
- ③ 車両の駐車スペースを確保できること。
- ④ 運行実績の提出及びアンケートに協力できること。
- ⑤ 契約の条件を遵守できること。
- ⑥ 利用誓約書の提出ができること。

8. 契約の条件

- ① 利用契約の締結
協議会と応募者との間で、利用方法について必要に応じて調整の上、決定します。
- ② 利用者には MC-β 乗車講習を受けていただきます。
- ③ 利用者には簡単なアンケートに協力をしていただきます。
- ④ 利用者は車両の駐車スペースを確保をしてください。
- ⑤ 台風等の災害時には車両を協議会が利用することがありますので協力していただきます。
- ⑥ 不測の事態により、車両が利用できなくなった場合は、それ以降の期間に選定されていた方は車両を利用することができません。その際の補償はありませんのでご了承下さい。
- ⑦ 交通違反などは自己責任で対応すること。
- ⑧ 後部座席には、小学生以上かつ身長 135cm 以上の方のみ乗車可能となります。
(チャイルドシート・ジュニアシートの使用はできません。)
- ⑨ 車両の運行データはドライブレコーダーに記録し、必要に応じてデータ解析いたします。
- ⑩ 利用された方にインタビューをさせていただく場合があります。
- ⑪ **充電環境のない方**に関しては、貸出管理者となっている大阪自店の営業所、または市役所庁舎(城辺、下地、伊良部)にて充電可能です。
- ⑫ その他必要に応じて条件の追加・変更を行う場合があります。

9. 事故等発生時の対応

- 事故または盗難にあった場合は、警察および車両管理者へ連絡する。
- 任意保険の範囲
範囲内: 対人(無制限)、対物(無制限)、人身傷害(無制限)
範囲外: 車両
ただし、飲酒運転や交通違反などがあった場合には原則補償されません。

10. 禁止行為

以下の禁止行為を行った場合は罰則が科されます。

- 車両の売買・譲渡・担保差入
- 車両の改造・架装・分解・部品の取外し・解析・試験
- 塗装、デカールの貼付等車両の外観の変更
- その他、安全運行マニュアルおよびレスキューマニュアル（以下、「取扱書等」とする）に定める、本件車両の使用及び保管に関する禁止行為

罰則

- 車両の使用中止
- 事故なども含めて利用者の責による場合には、損害賠償を請求することがあります。

11. 応募方法

以下の用紙(様式 1)を、「12. 応募・連絡先」にご提出下さい。用紙はダウンロードしたものを
使用下さい。

- ・利用契約書兼利用誓約書(様式 1)

応募書類は返却しません。個人情報も含めて機密保持には十分配慮します。

選定に際して、ヒアリングなどを実施することがありますのでご協力をお願いします。

選定結果に関するお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。

また、天災、官公署の命令などにより、車両の使用が不可能となったときには、車両の使用を中止することがありますので、ご了承ください。

12. 連絡先

- 事業に関すること
「宮古島市小型電動モビリティ活用推進協議会」事務局
宮古島市企画政策部エコアイランド推進課 担当: 洲崎
(所在)
〒906-8501 宮古島市平良字西里186番地 宮古島市役所4階
☎: 0980-72-3751(内線 476) FAX: 0980-72-3795

電子メール: ts.ecotown@city.miyakojima.lg.jp

※電子メールを送信する際は、「@」を半角に変換してお送りください。

- 利用・予約に関すること

大阪自店

(所在)

〒906-0012 宮古島市平良字西里825番地

☎:0980-72-0227 FAX:0980-73-1718